# 日本科学者会議

# 福岡支部ニュース

No. 252

2018年10月23日発行

# ●日本科学者会議事務局

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-15 Tel: (03) 3812-1472

# ●福岡支部事務局

〒819-0395 福岡市西区元岡 744

九州大学·基幹教育院

小早川義尚 気付け

<TEL> 092-802-6014

<E-mail> fukuoka@jsa-fukuoka.sakura.ne.jp

〈郵便振替〉福岡 01790-1-5576

〈支部 HP〉http://jsa-fukuoka.sakura.ne.jp/index.html

目 次 第 22 回総合学術研究集会 in 沖縄 2018.12.7-9 のお知らせ 1 福岡核問題研究会(8/25, 9/22)の報告 2 「吉岡斉氏が残したもの」 「琉球大学おける平和教育『核の科学』の実践報告」 「非化石価値取引市場についての問題」 3 3 『日本の科学者』読書会(9/10)の報告 「9月号特集:平和への権利と日本国憲法」 5 4 北九州分会例会(8/24)の報告 「科研費バッシング その背景と展開」 5 5 例会等の案内 『日本の科学者』11月号 読書会(11月12日) 「特集:非正規・不安定雇用と学問継承の危機」 5-2 『日本の科学者』12月号 読書会(12月10日) 「特集:日本近代化の思想史的歩み」 5-3 福岡核問題研究会(12月15日) (1) 「再エネ出力抑制問題について(仮題)」 (2)「中央構造線について(仮題)」

# 1. 第 22 回総合学術研究集会 in 沖縄 2018.12.7-9 のお知らせ

第22回総合学術研究集会は、沖縄支部・九州地区の実行委員会によって下記の要領で開催されます。

## 第22回総合学術研究集会(於:沖縄)

期間:2018年12月7日(金)~9日(日)

会場:琉球大学(沖縄県西原町)大学会館・共通教育棟

基本テーマ:平和で持続可能な社会を目指して一沖縄から考える一

7日(金)午前中エクスカーション1

10日(月)~11日(火)エクスカーション2

福岡支部の会員の発表も予定されています。ふるってご参加をお願いします。以下に、総学のホームページのアドレス、申し込み用のアドレスをあげておきます。

22 総学ホームページ: https://jsasogaku.wordpress.com/application/

参加申し込み用: https://jsasogaku.firebaseapp.com

# 2. 福岡核問題研究会 (8/25, 9/22) の報告

福岡核問題研究会は、この間、下記の8月例会と9月例会を行った.

## 8月例会

日時:2017年8月25日(土)10:00~12:30

話題:「吉岡斉氏が残したもの」(話題提供:三好永作)

#### 9月例会

日時:2017年9月22日(土)15:00~17:30

話題: (1) 「琉球大学おける平和教育『核の科学』の実践報告」(話題提供:境英二郎氏)

(2) 「非化石価値取引市場についての問題」 (話題提供:中西正之氏)

まず,8月例会では,7月1日にKKRホテル博多で行われた「吉岡斉先生を偲ぶ会」において 使ったパワーポイント・ファイルで吉岡氏の足跡を紹介した. 吉岡氏は 1953 年に富山市で生まれ, 1976年に東京大学物理学科を卒業されている.同大学大学院に進学されたが,和歌山大学を経て 1988 年 10 月に九州大学教養部に赴任された. その後, 同大学では総長補佐や副学長などの要職 に就かれ活躍されたが、2018年1月に逝去された、大学における要職だけでなく、原子力市民委 員会の座長を長い間務められた、彼の本来の専門は、科学技術論である、この関連には、『科学 文明の暴走過程』, 『通史 日本の科学技術 1945-1995』などの著書があり, 後者は 1995 年の第 49回毎日出版文化賞特別賞を受賞している。時間の経過とともに、原子力政策や原発問題に関す る論文や著書が増えていく. 特に, 福島原発事故を境に論文数が激増する. 2009年3報, 2010年 4 報であった論文が 2011 年には 21 報になっている (続いて 2012 年 9 報, 2013 年 12 報). 吉岡 氏の最後の単著による著書は『脱原子力国家への道』(岩波書店, 2012年)であり、また、最後 の単著論文は、「日本の包括的軍縮へ向けて」(『学術の動向』22 巻 7 号, p.25-31)である. 例 会では、これらの文献の内容を「吉岡斉氏が残したもの」として紹介した。ここでは、後者の論 文の内容を紹介する。まず、吉岡氏は標準的な軍学共同反対論として池内了氏の論点を4点にま とめ(①日本は国際紛争を非軍事手段で解決すべき,②軍事研究は人道に反し,③科学の発展に 悪影響をもたらす、④軍事研究への非協力を表明した日本学術会議の知恵に学ぶべき)、ここに は、現実的な安全保障政策論への関与がなく、アカデミア関係者のみに訴える内向きのメッセー ジとなっていると批判している.日本の現実の安全保障状況を分析した上で,具体的・現実的な 安全保障政策を論ずる必要がある.また、軍縮競争のスパイラルを断ち切る有力な方法は、軍事 的優位にある側からの軍縮交渉提案である. 「米軍プラス自衛隊」という観点から見て, 現在の 日本の軍事力は明らかに過大であるとして,軍縮の方向へ舵をとるのが理にかなっているとする. したがって、日本は科学、技術、装備、運用のすべての点において「包括的軍縮」を進めること が必要である. 日本の現在の軍事力の中核は米軍であり、その軍縮を進めるのが重要で、それな しでアジア・太平洋地域の軍事的緊張の緩和は期待できないとも断言している. 一方, 防衛装備 庁の安全保障技術研究推進制度の目的は、日本の「安全保障に関わる技術の優位性を維持・向上 していくこと」であり、明確な技術軍拡路線であるので、「包括的軍縮」を進めるという観点か らみても、この制度は廃止すべきである.この廃止を目指さないで、相当数の大学の申請の自粛 や規制だけでは、軍学共同反対の効果は限定的なものになり、また、日本の包括的軍縮にもほと んど役立たないと警告している.

9 月例会では、はじめに境氏が琉球大学において実践された平和教育『核の科学』についての 報告をなされた.琉球大学における,この平和教育は JSA 沖縄支部の琉球大学理学部班の核問題 に関する勉強会が出発点であった. その背景には、1972年に沖縄は日本に復帰し、復帰前の米軍 の核兵器は復帰前に撤去されたとされていたが、大半の沖縄県民は「核兵器は復帰後もそのまま 残されている」、「非核三原則は守られていない」との強い疑念と不安があった状況でも、琉球 大学に核問題の専門家がいない中で自分たちがその専門家になる必要があるとの認識があったと いう. その勉強会の仕上げとして1984年2月に「核と沖縄」と題するシンポジウムが開催され, 成功裏に終わるとともにその4月から「核の科学」が核問題に関連した理学, 社会科学, 教育学, 医学を含む総合的な平和教育科目として開講された. ①「核」についての基礎知識の修得, ②人 類の平和と安全は核軍縮による相互の信頼と友好関係により樹立されること、③人権・開発・南 北問題など構造的暴力や地球環境問題も広義の「平和」の問題であること、④21世紀の平和を どう築くかを考えることを授業の目標として設定して,「核の科学」がはじまった. 担当の教員 は、学内のほとんどの学部から集められた。初年度には、戦跡や基地の見学、原爆被爆地の見学 も実施された. 毎年, 100 名程度の学生が受講し, 開講当初は受講希望者が殺到し一部受講を断 ったこともあったという. 「核の科学」の受講者の累計は3000名に達する. 同氏が退職された後 この講義を責任を持って担当していく後継者の養成も課題のひとつであるという.

次に、中西氏から「非化石価値取引市場についての問題」と題した話題を提供して頂いた。この「非化石価値取引市場」とは、現在の FIT 制度の買取が終了した後の再生エネルギーへの奨励金を維持するための新しい制度のようであるが、ここに大きな誤魔化しがあるという。いま進められている「エネルギー供給構造高度化法」は非化石エネルギー源を拡大し、化石エネルギー原料の有効利用促進を目的としているが、その「非化石」エネルギー源とは再生可能エネルギーと原発をいうようである。非化石エネルギー源の比率は 2030 年で 44%と設定されており、そこではFIT 制度と同様に莫大な金額が動くような状況ができるという。 $CO_2$  排出には、大きな差のある石炭発電と高効率のコンバインドサイクル発電を化石エネルギー源使用ということで一律に罰金の対象とする一方で、原発を非化石エネルギー源使用ということで優遇するような計画が進められているという。

9月例会終了後,西鉄白木原駅近くの居酒屋で暑気払いをかねた飲み会で大いに盛り上がった.

(報告者:三好永作)

# 3. 『日本の科学者』読書会(9/10)の報告

#### ◆ 9月読書会

9月10日(月)の読書会において、9月号特集<平和への権利と日本国憲法>について、当日報告されたレジュメをもとに『日本の科学者』読書会の様子を報告する.

# 前田 朗:国連平和への権利宣言とは何か一状態としての平和から権利としての平和へ

2016 年 12 月、国連総会で平和への権利宣言が採択された。この宣言の採択を求めるキャンペーンを中心的に発展させたのは、NGO のスペイン国際人権法協会である。同協会の会長カルロス・ビアン・デュランは世界各地での大規模な反戦運動にもかかわらず、ブッシュ政権によるイラク戦争を止められなかったことに怒りと失望を感じ、2006 年 10 月に平和への人権に関するルアカル宣言(スペイン)を採択し、世界キャンペーンを開始した。日本は、戦争放棄の憲法 9 条と平和的生存権規定を有している。筆者を含む日本のNGO もこの世界キャンペーンに加わること

になったという。1000 を超える世界の NGO が連携してサンティアゴ宣言(スペイン)をまとめ上げた。国連で採択された宣言は前文で、国連憲章、世界人権宣言などを列挙し、武力による威嚇と武力の行使の禁止、人民自決の原則などを確認し、また「テロ対策措置と人権の保護」の重要性を指摘している。宣言は、前文に続いて5カ条の条文から成っている。国連で採択された宣言は、サンティアゴ宣言に比べれば、平和教育、人間の安全保障、持続可能な環境権、不服従および良心的兵役拒否の権利、抵抗権などの多くの条項が技術的理由から削除された。国連総会での採択では、賛成131、反対34、棄権19であったが、反対は米国、主要EU諸国、日本である。宣言採択を契機として、平和を求める世界の運動を飛躍的に発展させることが今後の課題であると著者は言う。 (報告:Y.M.)

#### 清水雅彦:平和への権利宣言と日本国憲法

著者の専門は憲法学である. 2016 年 12 月に国連総会で採択された平和への権利宣言と日本国 憲法の平和的生存権を比較し、今後の課題を論じている. 憲法9条1項(戦争放棄)の解釈には、 侵略戦争を放棄したとする考え方(限定放棄説, A 説)と自衛戦争を含む一切の戦争を放棄した とする考え方(全面放棄説, B 説)があり、憲法9条2項(戦力不保持)については、自衛のた めの戦力の保持は許されるとする解釈(甲説)と自衛のための戦力の保持も許されないと考える 解釈(乙説)がある.日本国憲法の平和主義は世界の流れから導き出されたという.第一次世界 大戦の経験から世界は、不戦条約(1928年)により侵略戦争を放棄し、第二次世界大戦後の国連 憲章第51条は自衛権行使も制限する. 日本国憲法が自衛戦争を放棄した(B説)と考えれば, 日 本国憲法の平和主義は「正戦論→侵略戦争の制限→侵略戦争の放棄→自衛戦争の制限→自衛戦争 の放棄」という流れの最先端に位置する. 前文 2 段には、星野安三郎氏によって提起された「平 和的生存権」がある。平和的生存権の権利の解釈では、「恐怖から免れる権利」を自由権、「欠 乏から免れる権利」を社会権と考える、平和の問題を「権利」としたことで、少数派の「平和の うちに生存する権利」が安易には奪えなくなる. 採択された平和への権利宣言には, すべての人 は平和を享受する権利を有する(第1条),国家は恐怖と欠乏からの自由を保障すべき(第2条) などの5カ条の条文があり、平和を「権利としての平和」、「構造としての平和」と捉えている 点で共通しているという. 日本の市民が、国連「平和への権利宣言」の具体化の先頭に立てるよ うに憲法改悪を阻止し、憲法の平和主義理念の実現に向けて運動すべきという. (報告:T.M.)

# 浦田一郎:自衛隊加憲論と日本国憲法一防衛と行政の関係を中心に

現在、安倍政権が狙っている憲法 9条の改憲は、「9条1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」というものである。本論文では、その自衛隊加憲論が、憲法における防衛の位置付けにもたらす効果を、防衛と行政に焦点を当てて議論している。安倍は「自衛隊の存在を憲法上にしっかりと位置づけ」ると説明している。「自衛隊の存在」を根拠づける政府の憲法解釈は、自衛力論と呼ばれ、「自衛のための必要最小限の実力」であれば憲法 9条の「戦力」に当たらないと言うものである。自衛隊加憲が行われれば、憲法上に軍事力の根拠規定が置かれることになる。その結果、軍事力制約的な要素が弱められ、拡大的な要素が強められることになる。現在明らかに成っている加憲部分の自民党案は、「法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する」であるという。一般の行政では内閣総理大臣は「内閣を代表して」行政を行うので、閣議決定を経ることが必要であるが、「内閣の首長たる」内閣総理大臣には、閣議決定の要否や内閣との関係が論じられていない。閣議によらない行使の可能性が生ずるのであろうか? と著者は疑問を呈する。2012年の自民党改憲案では、軍の統括について「内閣総理大臣は、最高指揮官として、国防軍を統括する」(案72条3項)として、内閣に属しない専権事項として閣議決定の必要性を除外している。(報告:H.M.)

(報告者:三好永作)

# 4. 北九州分会例会(8/24)の報告

北九州分会 2018 年度第 2 回例会

日時:2018年8月24(金) 会場:西小倉市民センター 話題提供者:田中克範氏

題 目:「科研費バッシング その背景と展開」

2018年2月26日の国会質問を皮切りに、科研費の研究課題に徴用工や従軍慰安婦などを取り上げた研究者や、安保保障関連法に反対する学者の会で活躍した研究者へのバッシングが強まっている。また、科研費の制度を疑問視する声もある。その背景、これまでの展開を振り返り、バッシングする側の「学問の自由は尊重するが、反日的な研究は自費で」という主張の問題点を洗い出してみる。

#### 内容

科研費バッシング国会質問:自民党杉田水脈議員が衆議院質問(2018/2/26)で、科研費の受託者が反日的研究であるとか流用があると、研究者、科研費自体を攻撃した。

杉田議員質問に関しては、国会で共産党が反論。吉良よし子議員が憲法 23 条学問の自由の観点から質問、林大臣は科研費でも学問の自由は保障、また研究の学術的価値を厳正に評価と答弁(参議院 2018/6/12)。田村智子議員が科研費の執行管理を質問、林大臣が科研費は所属研究機関で責任を持って執行管理と答弁(参議院 2018/5/22)。

背景として、右派政治家は、出版物(産経など)、インターネットなどで、反日科学者に科研費を与えるなと攻撃。産経新聞の「正論」は科研費ランキングで、反戦科学者の科研費受給を攻撃。科研費への干渉の名目は、納税者として税金の使い道へ関わること、と主張。またインターネットを利用してデマを拡散させている。科研費の「不正使用、反日活動費、デモの日当」などのデマ。新保守主義的な行政論の台頭。右翼的色彩を鮮明にした政治家の出現と支持者獲得の行動。国家政策へ学術研究の従属という考えが背景にある。

攻撃への反論:(報道)東京新聞、法政大学学長声明、立教大学は学問の自由に関して発言。インターネット上で、足立康史(維新の会):杉田水脈議員の発言に学問自由の立場で反論、中島岳志:科研費バッシングは1930年代の原理日本グループに類似と指摘、池内恵は、山口二郎氏の科研費は、多人数で長期にわたるもので正当な額で問題ないと反論。GEISTE(ペンネーム):杉田水脈発言を全面批判。

議論の中で、科研費の配分で地方大学が不利であること、科研費が大学の運営費を一部負担している現実が、学内評価に科研費の採用が反映する結果になっていること、などが指摘された。

(報告者:秋貞英雄)

## 5. 例会等の案内

# 5-1 『日本の科学者』 1 1 月号 読書会

日 時:2018年11月12日(月)14:00~17:00

場 所:ふくふくプラザ 604 室(福岡市中央区荒戸 3-3-39)

内容:『日本の科学者』11月号<特集>非正規・不安定雇用と学問継承の危機

# 5-2 『日本の科学者』 12月号 読書会

日 時:2018年12月10日(月)14:00~17:00

場 所:ふくふくプラザ 604 室 (福岡市中央区荒戸 3-3-39)

内容:『日本の科学者』12月号<特集>日本近代化の思想史的歩み

# 5-3 福岡核問題研究会

日 時:2018年12月15日(土)10:00~12:30

場 所:九州大学筑紫キャンパス総合研究棟 C-CUBE 5 階 511 室

内容: (1) 「再エネ出力抑制問題について(仮題)」(話題提供:中西正之氏)

(2) 「中央構造線について(仮題)」(話題提供:森永徹氏)